

保護具着用管理責任者教育のご案内

岡崎労働基準協会

〒444-0831 岡崎市羽根北町一丁目3番地8

TEL (0564) 52-3692

FAX (0564) 54-0739

<https://www.okazaki-rouki.com>

労働安全衛生規則等の改正が行われ、化学物質管理の仕組みが、これまでの特化則、有機則等に基づく個別具体的な規制から、自律的な管理を基軸とする規制へ大きく転換しています。

このうち、「令和4年5月31日付け基発0531第9号」の記の第4の2(2)において、「化学物質に係るリスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければならないこと」とされています。

当協会では、保護具着用管理責任者選任のための講習会を下記のとおり開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 2026年5月19日(火) 9時30分～17時10分
*受付は9時10分より行います。
2. 会 場 岡崎市中小企業・勤労者支援センター
(岡崎市羽根町字小豆坂117-3)
3. 定 員 30名 (※受講者数が少ない場合は、講習会を中止することがあります。)
4. 受 講 料 会員 17,050 円 (本体 15,500 円) 非会員 20,350 円 (本体 18,500 円)
※受講料には、消費税・テキスト代含む。昼食はご用意しません。
各自弁当等をご持参ください(近くに飲食店・コンビニは殆どありません)。
5. 申込方法 電話にて予約をお願いします。受講申込書を5月1日(金)までに当協会へ提出願います。(FAX可) 受講料は、協会窓口持参または請求書発行後 振込をお願いします。
6. そ の 他 納入された受講料は5月12日(火)までに取り消しの連絡が無い場合は返金できません。
やむを得ない事情により、受講者を変更する場合は交代者の申込書を作成し、講習日前日までに提出し受講票の訂正を受けて下さい。
※全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。

参考 保護具着用管理責任者の選任について

- ・「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任することができない場合は、保護具着用管理責任者教育を受講した者を選任すること。
- ・「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」から選任する場合であっても、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましいこと。
- ・化学物質を扱う事業場は、化学物質管理者の選任が必要となります。

◎注意事項

- ・当日の朝、自ら検温等を行い、体調のすぐれない場合は受講をご遠慮ください。
- ・昼食はご用意しません。各自弁当等をご持参ください(近くに飲食店・コンビニは殆どありません)。
- ・教室内自席で弁当等を召し上がることはできません。
- ・弁当のごみ等は施設内で廃棄できません。各自お持ち帰りください。

(開催当日、本人確認のため運転免許証、パスポート、在留カード等確認できるものをお持ち下さい。)

保護具着用管理責任者教育（1日コース）申込書

2026年5月19日

事業所名	会 員		
	いずれかに○（岡崎・刈谷・豊田・西尾）		
	非会員		
所在地	〒	業 種	
	TEL	担当者氏名	
	FAX	所属部署名	
		T E L	
受講番号 ※記入不要	受講者氏名	フリガナ	生年月日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日

※この申込書の個人情報は、当該講習の必要事項以外に使用することはありません。

《講習会場》 岡崎市中小企業・勤労者支援センター

岡崎市羽根町小豆坂 117-3

TEL 0564-52-4611

